〜地域ネットワーク団体が行う〜 「こども食堂同士の交流創出と課題解決プロジェクト」 委託仕様書

1 事業目的

①こども食堂間の交流機会創出業務

交流機会を創出することで、こども食堂運営者のモチベーション向上、不安の軽減が実現されるとともに、事業終了後もこども食堂運営者同士での交流や情報・アイデアの共有が日常的に行われる状態となる。

②こども食堂間の連携による課題解決へのチャレンジ業務

こども食堂で起こっている課題を解決する取り組みの実施や仕組みができることで、こど も食堂の活動が活性化する。

2 委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日まで ただし、受託期間内に実績報告書の提出までを含む。

3 本業務における対象者

(受託者)

都道府県単位で活動する、複数のこども食堂が参加する地域ネットワーク団体 ただし圏域、市区町村域の地域ネットワーク団体からの申請については、都道府県域の地域ネットワーク団体と事前協議を行った上での協働申請であれば可能とする。

4 業務内容

交流機会創出または課題解決の機会を設けることで、事業目的を達成すること。

(1)企画立案

地域およびネットワークの実態に即した企画を、必要に応じて認定 NPO 法人全国こども食堂 支援センター・むすびえ(以下、むすびえ)と協議のうえ計画すること。

①開催日時について

こども食堂の活動実態や状況を踏まえ、集客が見込める日時において計画すること。

②内容について

事業目的の達成につながる内容であること。

- ・回数や頻度については問わない。
- ・対面での開催、オンラインでの開催等、実施形態については指定しない。

また企画を考案する際には、こども食堂の日常的な連携先となるような地域の機関や専門家への参加協力の依頼や、むすびえから提供する研修テーマについても考慮*すること。

*むすびえでは、防災や資源調達、MSC などのテーマで各種プログラムを設けております。実施予定内容によっては、むすびえ内で別の補助制度を設けている場合がありますので、その際は別途担当者へおつなぎ致します。内容についてご確認のうえ、いずれかもしくは併せての活用をご検討ください。

(2)当日運営

司会進行、開催中の参加者への積極的な声かけ、オンライン開催の場合は会議システムの操作等を行うこと。

(3)成果報告

こども食堂へのアンケート等により実施内容の成果について把握を行うとともに、2025 年 3 月中に開催する報告会の中で報告を行うこと。

なお成果の把握にあたっては、その手法および指標についてむすびえと協議のうえ計画すること。

(4)実績報告書の提出

本委託業務完了時に、むすびえが指定する様式に基づき、業務内容全体の実施概要、自己評価、今後に対する提案について記載した実績報告書を提出すること。

提出期限は 2025 年 3 月 31 日までとする。

5 その他留意事項

(1)実施体制

- ・受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ・本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・実施責任者は、むすびえ担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じてむすびえ担当者との堅密な連携、調整を図ること。

(2)委託費の執行について

- ・委託料には、委託事業の実施にかかる一切の費用を含むものとする。
- ・委託料は本事業にのみ使用するものとする。
- ・本委託業務を実施するにあたり、受託者は業務の一部を外部へ再委託することができるものとする。ただし、企画提案書へ再委託内容ならびに再委託先を、見積書へ再委託に係る必要費用について明記すること。
- ・本委託業務の一部を外部へ再委託する場合、事業開始後再委託の契約を行ったのち、再委託の契約書について速やかにむすびえへ提出を行うこと。
- ・委託料の使途を変更する必要が生じたときは、すみやかにむすびえへ相談すること。
- ・本事業を通じて受託者が取得した備品(10万円以上)のその後の活用について、委託期間の終了後10年間、むすびえからその使途について確認の連絡をする場合がある。
- (3)個人情報ならびに機密情報の取り扱い

本委託業務の実施にあたっては、むすびえが定める「<u>個人情報保護方針</u>」に即し、個人情報の取り扱いに十分注意すること。

また、本事業の委託を通じて知りえた機密情報については、取り扱いに十分留意すること。 (4)著作権等

- ・本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は受託者に帰属するものとし、そ の利用及び再編集は受託者において自由に行うことができるものとする。
- ・本業務の実施による成果品は受託者に帰属するものとする。
- ・むすびえによる本事業の成果物の二次利用並びに研究・普及のための利用に関しては、利用範囲等について別途受託者との間で協議を行い、了解を得たうえで使用することができるものとする。

(5)その他

- ・委託業務の実施に当たっては、むすびえと十分協議を行いながら進めること。
- ・むすびえが必要と認めるときは、事業の進捗状況について報告すること。
- ・本仕様書に定めがない事項及び仕様について生じた疑義については、むすびえと受託者で協 議のうえ、決定するものとする。
- ・受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、むすびえから提供された資料等及びむすびえに引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、むすびえの承諾なく複写や複製をしてはならない。また、業務履行後は、むすびえから提供された資料等を速やかに返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。